

不服申立て事案答申第 114 号の概要について

1 件名

準備書面(2)の開示決定に関する件

2 事案の概要

異議申立人は、平成 23 年 2 月 18 日及び同月 28 日付けで愛知県個人情報保護条例(平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。)に基づき、別記に掲げる保有個人情報(以下「本件請求対象保有個人情報」という。)について自己情報の開示請求を行った。

これに対し、愛知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が同年 3 月 4 日及び同月 11 日付けで「平成 22 年(行ウ)第○号行政文書不開示決定処分取消請求事件 準備書面(2)」(以下「本件保有個人情報」という。)を特定して開示決定を行ったところ、全部が対象となった決定がなされていない等の理由で開示決定の取消しを求める異議申立てを行った。

3 実施機関の開示決定の理由

実施機関は、次の理由により本件保有個人情報を特定して開示としたというものである。

(1) 本件請求対象保有個人情報について

ア 分類 1 について

分類 1 に係る開示請求書には、異議申立人を原告として、実施機関との間で争われた訴訟である平成 22 年(行ウ)第○号行政文書不開示決定処分取消請求事件(以下「○号事件」という。)において、実施機関が名古屋地方裁判所に提出した準備書面(1)(以下「準備書面(1)」という。)の 12 ページから 14 ページまでが添付されていた。

準備書面(1)には、平成 21 年度及び平成 22 年度において、異議申立人の開示請求に係る経緯、異議申立人とのやり取りを行った職員や、そのやり取りの具体的内容が記載されていることから、分類 1 の開示請求に係る請求対象保有個人情報は、平成 21 年度及び平成 22 年度に、愛知県総合教育センター(以下「総合教育センター」という。)職員が作成又は取得したもののうち、準備書面(1)の 12 ページから 14 ページに記載の異議申立人とのやり取りに係る面談記録と解した。

イ 分類 2 について

本件開示請求に係る請求対象保有個人情報は、総合教育センターが管理する、総合教育センター研修部基本研修室長(以下「室長」という。)が作成した平成 20 年度から平成 22 年度までの室長との面談記録、平成 20 年度から平成 22 年度までの本件異議申立人本人の言動が記載された文書並びに平成 20 年度及び平成

21 年度に本件異議申立人本人の言動が記載された文書のうち教育委員会管理部総務課（以下「総務課」という。）へ送付したものと解した。

(2) 本件保有個人情報を特定した理由

ア 学校以外の教育機関である総合教育センターに関連する訴訟が提起された場合、当該訴訟事務については、教育委員会事務局の本庁担当課が行うこととされている。このため、当該訴訟に関する裁判関係書類も総合教育センターが通常管理することはなく、当該本庁担当課が管理する。

ただし、○号事件において、平成 23 年 1 月 20 日付けで実施機関が名古屋地方裁判所に提出した、異議申立人の開示請求に係る経緯、異議申立人とのやり取りの内容等が記載されている本件保有個人情報については、総合教育センターに所属する複数の職員について、特に詳細な記載が必要だったため、当該職員等が内容を確認の上、共用ファイルに管理していたことから、本件保有個人情報として特定した。

イ なお、本件保有個人情報を除き、本件請求対象保有個人情報が記載される可能性のある文書を作成するケースを想定すると、本件開示請求は異議申立人の言動等に関するものであることから、異議申立人からの問合せの電話や訪問について総合教育センターが対応した場合、異議申立人が総合教育センターに対して教育相談を行った場合等が考えられた。

ウ まず、総合教育センターにおいては、異議申立人からの問合せの電話や訪問を受けた場合、対応した職員が個別に説明等を行っているが、上司への面談内容の報告は口頭で済ませており、逐一文書化することは行っていない。

対応した職員が、今後の事務の参考のために備忘録として個人的にメモを作成し、自分の手元に置いておくということがあるが、そのメモはあくまで当該職員の個人的便宜のために作成されたものであり、当該職員が不要となったと判断すればいつでも廃棄することができるものであるため、組織的に用いるものとして、請求対象所属の職員が管理することはないことから、条例第 2 条第 3 号にいう「保有個人情報」には当たらない。

総合教育センターが当該メモを組織として用いることを要しないのは、教育委員会における情報公開制度の所管所属である総務課教育企画室（当時。以下「教育企画室」という。）において、一元的に異議申立人の言動等を記載した文書を管理しているからである。

教育企画室は、異議申立人との開示請求に係る対応の検討等を目的として、異議申立人の発言や行動等の情報について、異議申立人の来訪時に対応した所属職員の口頭による報告やメモを集約し整理した「弁護士への資料提出について（平成 22 年（行ウ）第○号に係るもの）」という行政文書として管理している。

当初、これは、異議申立人の開示請求の量が増加した平成 20 年 12 月頃から、教育企画室職員が異議申立人の開示請求の真意を理解するために、個人的なメモ

として異議申立人の発言、言動等や異議申立人と各担当者とのやり取り等を記録するようになったものである。その後、異議申立人から訴訟が提起されたことにより、当該メモを基に書証を作成する必要性が生じたことから、平成 22 年 7 月に教育企画室長の決裁を受けて、これを行政文書として管理することとし、その後顧問弁護士に提出した経緯がある。

よって、異議申立人との具体的なやり取り内容の記録は、上記のとおり教育企画室で一元的に集約し管理されており、教育企画室以外の所属においては、教育企画室と同一の情報を行政文書として管理する必要はないため、異議申立人との開示請求に係る対応の記録を組織として共用することはない。

そのため、「弁護士への資料提出について（平成 22 年（行ウ）第〇号に係るもの）」は、上記のとおり、教育企画室を除く教育委員会のどの所属も管理していないことから、当然総合教育センターにおいても管理していない。

エ 次に、総合教育センター総務部庶務課は、開示請求のために来訪した訪問者や電話等で問合せをした方の氏名、対応した日付、対応した課室名、対応した職員の名、対応した開始時刻と終了時刻及び対応等を記載した「開示請求者対応記録」を作成しているが、上記のとおり異議申立人との具体的なやり取り内容の記録は教育企画室において一元化されているため、当該記録に具体的なやり取り記録、異議申立人の言動等は記載されていない。なお、室長が当該記録を作成することもなく、総合教育センターから総務課へ送付することもない。

オ さらに、開示請求に関して作成又は取得した文書を管理している「起案綴」に、教育委員会に対して開示請求を行った者の発言や意見交換の記録を綴ることがまれにあるため、念のため探索したが、存在しなかった。

カ また、総合教育センターでは、障害のある又は障害が疑われる幼児児童生徒、その保護者及び関係教職員を対象として、教育相談を行っている。その際、相談内容を記録した「特別支援教育相談実施簿」を作成しており、異議申立人が総合教育センターに教育相談を受けていれば、当該相談記録が管理されている可能性があったため、総合教育センターの「特別支援教育相談実施簿」ファイルの探索を行ったが、存在しなかった。

念のため、他の請求対象保有個人情報の有無について総合教育センターで探索したが、やはり存在しなかった。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、分類 2 に係る異議申立書において「基本研修室長が作成した文書の開示請求をしている」等と主張しているが、上記(2)で説明したとおり、他に請求内容に相当するものはないため、本件保有個人情報の特定において誤りはないと考える。

4 審議会の結論

本件請求対象保有個人情報について、本件保有個人情報を特定し開示とした決定は妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

実施機関は、本件請求対象保有個人情報について、前記3(1)のとおり解したと説明する。

本件請求対象保有個人情報については、実施機関が作成した開示理由説明書に記載されており、当審議会において当該開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

よって、当審議会においては、実施機関が行った文書特定に誤りがあるか否かを以下検討することとする。

(2) 本件保有個人情報の特定について

実施機関によると、学校以外の教育機関である総合教育センターに関連する訴訟が提起された場合、当該訴訟事務については、教育委員会事務局の本庁担当課が行うこととされ、当該訴訟に関する裁判関係書類も通常は総合教育センターが管理することはなく、本庁担当課が管理することである。

ただし、○号事件において、平成23年1月20日付けで実施機関が名古屋地方裁判所に提出した、異議申立人の開示請求に係る経緯、異議申立人とのやり取りの内容等が記載されている本件保有個人情報については、総合教育センターに所属する複数の職員について、特に詳細な記載が必要だったため、当該職員等が内容を確認の上、共用ファイルに管理していたことから、本件保有個人情報として特定したとのことである。

当審議会において、本件保有個人情報を見分したところ、異議申立人と総合教育センター職員が面談を行った際の異議申立人の言動が記載されていることが認められた。

よって、本件保有個人情報を特定したとする実施機関の説明が不自然、不合理であるとまではいえない。

(3) 本件保有個人情報以外の請求対象保有個人情報の存否について

実施機関によると、異議申立人との開示請求に係る対応の検討に必要な情報は、「弁護士への資料提出について（平成22年（行ウ）第○号に係るもの）」により、教育企画室で一元的に集約し管理されており、教育企画室以外の所属においては、教育企画室と同一の情報を行政文書として管理する必要はないため、異議申立人との開示請求に係る対応の記録を組織として共用することはないとのことである。

実施機関が説明するように、実施機関として必要な情報は、教育企画室において

一元的に集約し管理されているのであれば、教育企画室以外の所属においては、教育企画室と同一の情報を行政文書として必ずしも管理しなければならないものとは認められず、異議申立人と対応した所属において、職員の個人的便宜のために作成されたメモしか存在しないとする実施機関の説明が不自然、不合理であるとまではいえない。

また、実施機関によると、総合教育センターは、開示請求のために来訪した訪問者や電話等で問合せをした方の氏名、対応した職員の氏名、対応等を記載した「開示請求者対応記録」を作成しているが、異議申立人との具体的なやり取り内容の記録は教育企画室において一元化されているため、当該記録に具体的なやり取り記録、異議申立人の言動等は記載されておらず、開示請求に関して作成又は取得した文書を管理している「起案綴」に、開示請求を行った者の発言や意見交換の記録を綴ることがまれにあるため、「起案綴」のファイル並びに障害のある又は障害が疑われる幼児児童生徒、その保護者及び関係教職員を対象として教育相談を行った際の内容を記録した「特別支援教育相談実施簿」のファイルを探したとのことであり、探索範囲が不十分である事情は窺^{うかが}われ^{ない}。さらに、「開示請求者対応記録」、「起案綴」及び「特別支援教育相談実施簿」以外のファイルからも請求対象保有個人情報を探したが、存在しなかったとのことである。

以上のことから、本件保有個人情報以外に本件請求対象保有個人情報の存在が推認される事情は認められず、本件請求対象保有個人情報の全てを特定したとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、異議申立書においてその他種々主張しているが、本件保有個人情報の特定に誤りがないことについては、前記(2)及び(3)において述べたとおりであり、異議申立人のその他の主張は当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

別記

分類1（平成23年2月28日付け開示請求）

・愛知県総合教育センター 本人との面談記録 H21年度～H22年度（参考文書3枚添付する）

分類2（平成23年2月18日付け開示請求）

・愛知県総合教育センター H20年度～H22年度 基本研修室長との面談記録（基本研修室長が作成したもの）
・愛知県総合教育センター H20年度～H22年度 本人の言動が記載された文書
・愛知県総合教育センター 本人の言動が記載された文書のうち、総務課へ送付したもの H20年度～H21年度

不服申立て事案答申第 115 号の概要について

1 件名

告訴・告発受処理状況調査票の不訂正決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 26 年 8 月 19 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、「告訴・告発受処理状況調査票」（以下「本件対象文書」という。）のうち、「告訴等の要件該当性」に関する部分（以下「本件保有個人情報」という。）について自己情報の訂正請求を行った。

これに対し、愛知県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が同年 9 月 17 日付けで不訂正決定を行ったところ、審査請求人は、本件対象文書に記載のある「公訴時効である。」は事実と異なるので、墨塗りの部分も含め公訴時効であるとした箇所の訂正を求める等の理由で、不訂正決定の取消しを求める審査請求を行った。

3 実施機関の不訂正決定の理由

実施機関は、次の理由により本件保有個人情報を不訂正としたというものである。

(1) 告訴等事件の受理及び処理に係る行政文書

ア 告訴又は告発の相談を受理した場合の措置

告訴又は告発（以下「告訴等」という。）は、犯罪捜査の端緒として重要な意義を持つが、その取扱いは、告訴人、告発人その他関係者の権利、義務に及ぼす影響も大きく、また、犯罪捜査に対する県民の理解と協力を得る上において極めて重要な役割を果たすものであることから、告訴等事件を迅速かつ適正に処理するための取扱いに関する告訴・告発事件取扱要綱（平成元年刑総発甲第 17 号。以下「告訴・告発要綱」という。）を定めている。

イ 告訴・告発事件取扱責任者

告訴・告発要綱は、警察署に、告訴・告発事件取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置くことを定めている。

取扱責任者は、当該警察署長の指揮を受け、告訴等の受理、処理及び告訴等を前提とした相談に関する事務を総括することとなっており、告訴等に係る事件の捜査を担当する課の長又は課長代理をもって充てることとされている。

ウ 知能犯罪に関する告訴等の取扱い時における報告

知能犯罪に関する告訴・告発事件については、その適正な取扱いを図るため、知能犯罪に関する告訴等の取扱い時における報告の徹底（平成 22 年刑二発乙第 153 号。以下「通達」という。）により、取扱責任者は、告訴等を受理した場合は、「告訴・告発受処理状況調査票」を作成し、当該事件の捜査状況及び参考事項を「受・処理の経過」に記載して警察署長の決裁を受けた後、その写しを警察本

部捜査第二課に送付することを規定している。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人が警察署に申し出た告訴に対し、警察署の取扱責任者が作成した本件対象文書に記載された情報である。

(3) 不訂正決定の経緯

ア 条例第 30 条は、訂正請求をする者に、実施機関に対し、訂正請求の内容が事実

に合致することを証明する書類等を提示し、又は提出することを義務付けている。請求を受けた実施機関は、条例第 32 条により、訂正請求に理由があると認められる場合は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該請求に係る保有個人情報を訂正しなければならない。

イ 審査請求人が実施機関に対し、請求の内容が事実合致することを証明する書類として提出した「告訴・告発受処理状況調査票の写し」は、実施機関が請求人に開示した本件対象文書の写しであることから、当該書類が、事実合致することを証明する書類でないことは明らかであり、当該書類をもって、訂正を求める部分が誤りであったことを認めることは不可能である。

また、実施機関において本件保有個人情報の内容を調査した結果、保有個人情報の利用目的に照らし、訂正しなければならないような不備は認められなかった。

(4) 不訂正決定の理由

条例に定める、審査請求人が提出しなければならないとされている、「請求の内容が事実合致することを証明する書類」が、要件を満たしておらず、また、本件保有個人情報に、保有個人情報の利用目的に照らし、訂正しなければならないような不備も確認できないことから、当該請求に理由があるとは認められないため、不訂正とする決定を行ったものである。

4 審議会の結論

本件保有個人情報について、不訂正とした決定は妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 判断に当たっての基本的考え方

ア 条例は、第 1 条に規定されているとおり、県の機関の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものである。

このうち、訂正請求については、正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により、本人が不測の権利利益の侵害を被ることを未然に防止するため、条例第 29 条で、開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報について必要な訂正を請求することができることと定めている。

訂正は「保有個人情報の内容が事実でない」場合に行われるものであり、訂正

の対象は「事実」であって、評価・判断に及ばないものである。

また、条例第30条第2項で、訂正請求をする者は、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等を提示し、又は提出しなければならないと規定している。これは、訂正請求制度が、保有個人情報の内容が事実でないとの主張のみをもって訂正を求めることを認めるものではないという趣旨であり、実施機関は、請求者から提示又は提出された書類等によって訂正請求の内容が事実と合致することが証明されるかどうかの確認調査を行うことを予定していると解される。

調査等の結果、訂正請求に理由があると認めるとき、すなわち、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときは、実施機関は条例第31条の規定に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報を訂正しなければならないとされている。

イ ところで、不服申立てがあった場合、審議会は、条例第46条第1項により、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができ、同条第3項により、当該保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、提出するよう求めることができるほか、同条第4項により、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査を行うことができる。

しかしながら、訂正請求の場合、前述のとおり、条例第30条第2項において、訂正請求をする者に、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等の提示又は提出を求めており、実施機関は、請求者から提示又は提出された書類等によって訂正請求の内容が事実と合致することが証明されるかどうかの確認調査を行うことを予定していることに鑑みると、条例は、審議会についても、不服申立人及び実施機関から提出された書類等をもとに審査を行うことを予定しているのであり、それ以上に、審議会自らが訂正請求の内容が事実と合致することの証拠を収集して事実の究明を行うことまで求めているものではないと解される。まして、審議会は裁判所のように強制力を伴った調査権限は付与されておらず、また、不服申立人と実施機関とを当事者として審理に関与させ、その弁論を聴き、その提出する証拠について当事者に防御権を尽くさせた上で、取り調べて判決を下すという口頭審理を原則とする裁判手続類似の仕組みをとるものではなく、さらに、準司法的手続としての行政審判を行う権能及び権限を持つものでもない。

よって、当審議会においては、審査請求人及び実施機関双方の主張、提出資料及び意見陳述等から得られた客観的な情報の範囲内で、訂正請求の内容が事実と合致すると認められるか否かについて審査を行うこととなる。

ウ 以上のことを踏まえ、当審議会は、実施機関の保有する個人情報の訂正を請求する個人の権利が不当に侵害されることのないように条例を解釈し、以下判断す

るものである。

(2) 本件保有個人情報について

審査請求人が平成 26 年 6 月 11 日に行った「開示請求者が警察署に提出した告訴状等について、告訴・告発受処理簿等の不受理、受理、送付の状況が分る情報。」という自己情報開示請求に対して、警察本部長は本件対象文書等を特定した上で、平成 26 年 7 月 25 日に一部開示決定を行った。

本件対象文書は、告訴・告発受処理状況調査票であり、この中の項目である「告訴等の要件該当性」に関する部分について、「公訴時効である」を「公訴時効ではない」にするよう求める訂正請求が同年 8 月 19 日に提出された。これに対し、警察本部長は同年 9 月 17 日に不訂正決定を行ったが、本件保有個人情報は、本件対象文書のうち、「告訴等の要件該当性」に関する部分である。

(3) 本件保有個人情報が訂正すべき情報に該当するか否かについて

当審議会において実施機関に確認したところ、本件保有個人情報である「告訴等要件該当性」に関する部分は、告訴等があった時点で厳格に確認し、チェック印がなければ受理できないというのではなく、告訴等があった時点で必要最小限の要件的部分を確認する目安的なものであるとのことである。

審査請求人は、本件保有個人情報において「公訴時効ではない」の項目にチェック印がないことをもって実施機関が公訴時効であると判断したものと解釈し、訂正を求めていると考えられる。

しかし、当審議会において実施機関に確認したところ、実施機関が告訴状を受理した段階において、犯罪事実が複数ある告訴であり、その一部について、公訴時効が完成しているものと完成していないものが混在していたので、本件保有個人情報の「公訴時効ではない」の項目にチェック印を付けなかったとのことである。

そうであるなら、「公訴時効ではない」の項目にチェック印がないとしても、それは「公訴時効である」とも「公訴時効ではない」とも表記したものではないことから、本件保有個人情報を訂正する必要があるとまではいえない。

(4) 審査請求人から提出された書類について

審査請求人が自己情報訂正請求書に添付した「告訴・告発受処理状況調査票の写し」は、実施機関が平成 26 年 7 月 25 日付けの一部開示決定により審査請求人に交付したもののうち、本件保有個人情報が記載された部分の写しであり、これをもって訂正請求の内容が事実であることを証明することにはならない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件保有個人情報の訂正の可否については、前記で述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

不服申立て事案答申第 116 号の概要について

1 件名

「警察安全相談等・苦情取扱票」等一部開示決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 26 年 8 月 19 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、「開示請求者が警察署に提出した告訴・告発状の告発の部分について、受理・不受理等どのような取扱いがされたのか分かる情報。」について自己情報の開示請求を行った。

これに対し、愛知県警察本部長が同年 11 月 28 日付けで別記に掲げる保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、一部開示決定を行ったところ、審査請求人は、審査請求人の求める情報の開示を求める等の理由で、一部開示決定の取消しを求める審査請求を行った。

3 実施機関の一部開示決定の理由

実施機関の主張は、次の理由により本件保有個人情報を一部開示としたというものである。

(1) 告訴又は告発の相談受理に係る行政文書

ア 告訴又は告発の相談を受理した場合の措置

告訴又は告発（以下「告訴等」という。）は、犯罪捜査の端緒として重要な意義を持つが、その取扱いは、告訴人、告発人その他関係者の権利、義務に及ぼす影響も大きく、また、犯罪捜査に対する県民の理解と協力を得る上において極めて重要な役割を果たすもので、告訴等事件を迅速かつ適正に処理するため、その取扱いに関して告訴・告発事件取扱要綱（平成元年刑総発甲第 17 号。以下「要綱」という。）が定められている。

要綱において、告訴等を前提とした相談があった場合には、誠実に、かつ、できるだけ迅速に告訴等としての受理・不受理を判断し、不受理の場合は、相談人の心情を十分に理解し、救済に適した機関、施設を教示するなど適切な措置を執ることとされているが、こうした措置は、暴力団関係相談の措置結果等を記載した相談簿を作成した場合を除き、警察安全相談等及び苦情の取扱いに関する規程の運用（平成 24 年務住発甲第 27 号。以下「運用」という。）に定める様式「警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票」という。）」等に記録し、その経過を明らかにしておくこととされている。

イ 警察安全相談等・苦情取扱票等の取扱い

警察安全相談等とは、犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他県民の安全と平穏に係る相談、並びに警察行政に係る要望、意見、感謝、激励、事件情

報等をいい、その取扱いについては、警察安全相談等及び苦情の取扱いに関する規程（平成 24 年愛知県警察本部訓令第 4 号。以下「規程」という。）及び運用にその手続等が定められている。

これらの規程及び運用に基づき、警察安全相談等を受理した場合は、取扱票を作成し、速やかに申出者、申出の内容等を所属長に報告するものとされている。

なお、取扱票には、申出内容、処理経過等の要旨を記載すれば足り、申出者との会話のやりとりを一言一句記載しなければならないものではない。

(2) 本件自己情報開示請求に係る保有個人情報の特定

本件自己情報開示請求は、警察署保管に係る「開示請求人が警察署に提出した告訴・告発状の告発の部分について、受理・不受理等どのような取扱がなされたのか分かる情報」の開示を求めるものであるが、開示請求者が申し出た告訴等に係る文書、警察安全相談等に係る取扱票等を検索し、平成 26 年 8 月 19 日現在、警察署が管理する経過票等が添付された取扱票合計 2 通（写し 1 通を含む。以下「本件取扱票」という。）を特定した。

なお、本件自己情報開示請求に係る保有個人情報には、取扱票に添付された様式「告訴・告発事件相談簿」（以下「相談簿」という。）があるが、これは要綱の一部改正（平成 25 年刑総発甲第 48 号）により削除された旧様式であり、告訴等を前提とした相談を受理した職員が、その経過を誤って旧様式に記録したため、後日、取扱票にその旨を記して添付されたものである。

(3) 一部開示決定した理由

ア 条例第 17 条第 2 号の該当性

(ア) 本件取扱票には、受理者の職員番号が記載されている。これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるものに該当するため、本号に該当すると判断し、不開示としたものである。

(イ) また、個人が公務員等である場合においては、本号ただし書ハでは、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしているが、この例外として当該公務員が規則で定める職にある警察職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分は除くこととしている。

この氏名を不開示とする警察職員の範囲は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 17 年愛知県規則第 10 号。以下「規則」という。）第 8 条において、「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員」と規定されていることから、取扱票の受理者氏名、取扱票に添付された相談簿の取扱者、本部報告受信者名及び決裁欄に記載され

ている警部補以下の警察職員の印影の部分について、これらの公務員は全て警部補以下の階級にある警察官であることから、本号に該当すると判断し、不開示としたものである。

イ 条例第 17 条第 6 号の該当性

本号に基づき不開示とした部分は、取扱票に添付された相談簿のうち、告訴事件の相談に対し捜査した内容、結果や判断、捜査状況、捜査方針の検討状況等が記載された部分である。

告訴を受理し検察庁へ送付するためには被疑者等の取調べ、証拠の収集、裏付け等の捜査をしなければならず、これらの手続自体は警察として当たり前の捜査手法であり特別な捜査手法ではないが、不開示とした個別事件に関する法令解釈や捜査上の着眼点、検討及び判断の過程等が分かる部分を開示すれば、今後、犯罪を行い又は行おうとする者が、開示された情報をもとに証拠隠滅等の隠蔽工作やその他捜査機関に対する対抗措置、防衛措置を講じる等、将来の捜査に支障が生じるおそれがあると認められたため、本号に該当すると判断し、不開示としたものである。

ウ 条例第 17 条第 8 号の該当性

本号に基づき不開示とした部分は、取扱票に添付された相談簿に記載された、告訴事件の相談に対し捜査した内容、結果や判断、捜査状況、捜査方針の検討状況等が記載された部分である。

告訴事件の相談に関する内部的な検討や処理方針等に係る情報は、警察内部における当該事案を処理するためのものであり、これらを開示すると相談を解決するために必要とする事務の想定を超えた対応を求められるおそれがある。

また、担当職員又は関係職員が、こうした事態を招くことを憂慮し、ありのままに意見評価等を述べたり、取扱票に記載することを躊躇^{ちゅうちよ}することにより、組織内において正確な事実を把握して適切な検討を行い、的確な方針を策定することが困難になるなど警察業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当すると判断し、不開示としたものである。

エ 条例第 44 条の該当性

本条に基づき不開示とした部分は、取扱票に添付された相談簿に記載された、刑事事件に関する処分結果が記載された部分である。

これは、請求人に係る告訴等事件に関連した刑事事件に関して、行政機関法第 45 条第 1 項の規定にある「刑事事件等に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分等に係る保有個人情報」に該当し、行政機関法第 4 章の規定が適用されない保有個人情報であることから、条例第 44 条の規定に基づき、不開示としたものである。

4 審議会の結論

本件保有個人情報について、別表に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人が申し出た苦情等に関して実施機関が作成又は取得したものであり、その内訳は、別記に掲げるとおりである。この特定に対して、審査請求人は、何ら意見を述べていないことから、本件保有個人情報の特定に誤りはないものと認められる。

実施機関は、別表に掲げる本件情報 1 及び 2 を条例第 17 条第 2 号に該当するものとして、本件情報 3 を同条第 6 号及び第 8 号に該当するものとして、本件情報 4 を条例第 44 条に該当するものとして不開示にしている。

(2) 条例第 17 条第 2 号該当性について

ア 本件情報 1 は、審査請求人から申出のあった相談等に係る事務を行った警察職員の氏名及び印影であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるため、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

ところで、本号ただし書は、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしているが、この例外として、当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除くこととしている。この氏名を不開示扱いとする警察職員の範囲は、規則第 8 条により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員と規定されている。

よって、本件情報 1 は、条例第 17 条第 2 号ただし書に該当しない。

また、本件情報 1 は、法令若しくは条例の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないので、本号ただし書には該当せず、同号ただし書口にも該当しないことは明らかである。

したがって、本件情報 1 は、条例第 17 条第 2 号に該当する。

イ 本件情報 2 は、警察職員の職員番号で、職員ごとに付与される個人識別番号である。当該番号のみから直ちに個人を特定することは困難であると認められるが、職員番号は、職員の人事、給与、共済事業等に関する広範な情報を管理するための各種業務システムにおいて使用されているものであり、公になると、そうした各種業務システムの不正利用等が行われるおそれがあることを否定できない。

よって、本件情報 2 は、その性質等からみて特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがある情報

であると認められるため、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

また、本件情報 2 は、法令若しくは条例の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではなく、本号ただし書イには該当しない。そして、本件情報 2 は、公務員等の職務の遂行に係る情報であるとは認められず、同号ただし書ハには該当しないとともに、同号ただし書ロにも該当しないことは明らかである。

したがって、本件情報 2 は、条例第 17 条第 2 号に該当する。

(3) 条例第 17 条第 6 号該当性について

本件情報 3 は、告訴事件の相談に対し捜査した内容及び結果や判断、捜査状況等及び捜査方針の検討状況等に関する情報である。

実施機関は、本件情報 3 を開示すれば、個別事件に関する法令解釈や捜査上の着眼点、検討及び判断の過程等が分かり、今後、犯罪を行い又は行おうとする者が、開示された情報をもとに証拠隠滅等の隠蔽工作やその他対抗措置、防衛措置を講じる等、将来の捜査に支障が生じるおそれがあると主張する。

当審議会において、本件情報 3 を見分したところ、当該部分は、審査請求人からの告訴事件の相談に対して、実施機関が捜査した捜査状況や処理方針、捜査手法などが分かる内容の記載が認められた。これらの情報を開示することにより、将来の犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるものと認められるため、本件情報 3 は、条例第 17 条第 6 号に該当する。

なお、本件情報 3 は、条例第 17 条第 8 号にも該当するとして実施機関は不開示としているが、当該部分は、同条第 6 号に該当することから、同条第 8 号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(4) 条例第 44 条該当性について

当審議会において、本件情報 4 を見分したところ、当該部分は、審査請求人に係る告訴事件に関して、検察官、検察事務官又は司法警察職員の処分を受ける者に係る保有個人情報であることが認められた。これは、行政機関法第 45 条第 1 項に規定する検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報に該当し、条例第 44 条の規定に基づき、自己情報の開示の規定の適用を受けないものと認められる。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、別表に掲げる部分の不開示情報該当性については、前記(2)から(4)までにおいて述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

別記

【警察署 警務課保管のもの】

文書 1 警察安全相談等・苦情取扱票

【警察署 刑事課保管のもの】

文書 2 警察安全相談等・苦情取扱票の写し

別表

開示しないこととした部分
【本件情報 1】 警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名及び印影 (文書 1 及び 2)
【本件情報 2】 職員番号 (文書 1 及び 2)
【本件情報 3】 告訴事件相談に対し捜査した内容及び結果や判断、捜査状況等 及び捜査方針の検討状況等が記載された部分 (文書 1 及び 2)
【本件情報 4】 告訴事件相談に対し捜査した結果が記載された部分 (文書 1 及び 2)

不服申立て事案答申第 117 号の概要について

1 件名

本人との面談記録の不開示（不存在）決定に関する件

2 事案の概要

異議申立人が平成 27 年 4 月 14 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、「多文化共生推進室に対する開示請求 本人との面談記録 H26 年度 H27 年度」（以下、「本件請求対象保有個人情報」という。）について自己情報の開示請求を行った。

これに対し、愛知県知事が同月 28 日付けで、本件請求対象保有個人情報は存在しないとして不開示決定をしたところ、異議申立人は、開示請求に係る保有個人情報を作成又は取得しているとの理由で不開示決定の取消しを求める異議申立てを行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

実施機関は、次の理由により本件請求対象保有個人情報を作成又は取得しておらず不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、愛知県県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室（以下「多文化共生推進室」という。）が管理している文書のうち、異議申立人である開示請求者との面談の情報が記載された文書であると解した。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

行政文書及び自己情報の開示請求（以下「行政文書等の開示請求」という。）に係る事務手続は、愛知県情報公開事務取扱要領（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 広報第 98 号県民生活部長通知）及び愛知県個人情報保護事務取扱要領（平成 17 年 3 月 30 日付け 16 広報第 1021 号県民生活部長通知）（以下「事務取扱要領等」という。）で定められている。

事務取扱要領等には、行政文書等の開示請求がなされた場合、開示請求書に形式上の不備があるときは開示請求者に補正を求めるほか、開示請求に係る行政文書等の内容の検討を行い、開示決定等をするものとされているが、開示請求者との面談内容を記録することについての定めはない。

実際に、多文化共生推進室宛てに開示請求がなされ、職員が開示請求者と面談した場合、必要に応じて上司に口頭で報告することはあるが、開示請求者との面談記録を作成することはない。

念のため、多文化共生推進室において、本件請求対象保有個人情報を探索したが、存在しなかった。

以上のことから、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得しておらず、開示請

求に係る保有個人情報を管理していないことから、不開示（不存在）決定とした。

4 審議会の結論

本件請求対象保有個人情報について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

実施機関は、本件請求対象保有個人情報について、前記3(1)のとおり解したと説明する。

本件請求対象保有個人情報の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審議会において当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

よって、当審議会においては、本件請求対象保有個人情報の特定についての実施機関の解釈には誤りがないものとして、以下検討する。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

実施機関によると、多文化共生推進室宛てに開示請求がなされ、職員が開示請求者と面談した場合、必要に応じて上司に口頭で報告することはあるが、開示請求者との面談記録を作成することはないとのことである。

当審議会において、事務取扱要領等を見分したところ、実施機関が説明するとおり、開示請求があった場合の対応として開示請求者との面談内容を記録することについての定めはないことから、多文化共生推進室が異議申立人との面談記録を作成していないという実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。

また、当審議会において実施機関に確認したところ、多文化共生推進室は、本県において外国人と日本人と一緒にトラブルなく生活していけるために外国人に対するサポート事業と日本人に対する啓発事業を行っているが、異議申立人とは、開示請求に関して面談したものであり、それ以外に先に述べたような多文化共生推進事業に関する相談や問合せ等での面談はなかったとのことである。

以上のことから、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められず、他にその存在が推認される事情も認められない。

不服申立て事案答申第 118 号の概要について

1 件名

領置物品の受払表及び係による出納簿の謄本の不開示（適用除外）決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 27 年 1 月 19 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、「愛知県警察本部留置管理課が保有する私が収監されて居た当時の領置物品の受払表及び係による出納簿の謄本」（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）について自己情報の開示請求を行った。

これに対して、愛知県警察本部長は、同年 3 月 20 日付けで本件請求対象保有個人情報は条例第 3 章（自己情報の開示、訂正及び利用停止）の規定が適用されないことを理由として不開示決定を行ったところ、審査請求人は、不開示とした決定の取消しを求める審査請求を行った。

3 実施機関の不開示理由

実施機関は、次の理由により本件請求対象保有個人情報を不開示としたというものである。

(1) 開示請求された文書の特定

ア 開示請求のあった文書

開示請求のあった「愛知県警察本部留置管理課が保有する私が収監されて居た当時の領置物品の受払表及び係による出納簿」とは、審査請求人が留置施設に留置されていた時に、留置施設の外部の者から金品の差入れを受け、又は外部の者へ金品を交付した場合に警察官によって作成される書面である被留置者金品出納簿と考えられる。

イ 「被留置者金品出納簿」とは

被留置者金品出納簿とは、被留置者の留置に関する規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 11 号）第 5 条において、留置施設に備え付け、所定事項を記録しておかなければならないと規定されているものであり、留置施設に備えるべき簿冊の様式を定める訓令（平成 19 年警察庁訓令第 6 号）において、その様式が定められているものである。

実務的には、被留置者には、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号。以下「施設法」という。）第 194 条において、留置施設の外部の者から金品の差入れを受けることができることが、第 197 条において、被留置者の所持金品を外部の者へ交付（以下「宅下げ」という。）することができることが、それぞれ認められているところ、これら差入れ及び宅下げが行われる

場合には、被留置者金品出納簿が作成されることとなる。

被留置者金品出納簿には、差入れ又は宅下げる金品の品名、数量等のほか、差入れの場合には、申込者欄に差入人の住所、職業、氏名、電話番号等が、宅下げる場合には、同欄に被留置者の氏名及び宅下げる先が記載されている。

また、宅下げされる金品を受領する者については、金品の受領時に、受領の年月日、住所、氏名、電話番号及び被留置者との関係を記載するとともに、受領印を押印することとなっている。

(2) 不開示決定した理由（条例第 44 条の該当性）

ア 条例第 44 条において「この章の規定は、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関法」という。）第 4 章の規定が適用されない保有個人情報については、適用しない」と規定されている。

イ 行政機関法第 4 章の規定が適用されない保有個人情報として、行政機関法第 45 条に規定される刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係るものがあるところ、適用除外の理由としては、これらの個人情報は個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置施設又は刑事施設に収容されたことのある者等の社会復帰又は更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからとされている。例えば、雇用者が採用予定者の前科の有無やその内容を確認する目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定されているものである。

ウ 被留置者金品出納簿が存在すれば、同出納簿については、全て当該被留置者に係る保有個人情報に該当すると判断されることとなるが、他方、同出納簿の存在を明らかにすれば、同人が留置施設に留置されていた事実を明らかにすることにもなる。

本件請求対象保有個人情報については、特定の個人が留置施設に留置されている、又は留置されていた事実を前提に作成されるものであり、刑の執行に係る保有個人情報に該当することに疑いの余地はなく、本件自己情報開示請求に対しては、請求対象保有個人情報が、行政機関法第 45 条第 1 項の規定に該当することから、条例第 44 条の規定に基づき、不開示（適用除外）と決定したものである。

4 審議会の結論

本件請求対象保有個人情報を条例第 3 章（自己情報の開示、訂正及び利用停止）の規定が適用されないことを理由として不開示とした決定は妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、審査請求人が留置施設に留置されていた時に、留置施設の外部の者から金品の差入れを受け、又は被留置者の所持金品を宅下げした場合に警察官によって作成される被留置者金品出納簿と解される。

実施機関は、本件請求対象保有個人情報については、条例第 44 条に該当するものとして不開示にしている。

(2) 条例第 44 条該当性について

ア 適用除外について

行政機関法第 45 条第 1 項は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報については、行政機関法第 4 章の開示、訂正及び利用停止の規定を適用しないと規定している。

刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。

そして、条例第 44 条は、法律の規定により行政機関法第 4 章の規定が適用されない保有個人情報については、条例第 3 章の自己情報の開示、訂正及び利用停止の規定を適用しないことと規定している。

そこで、この考え方に基づき、本件請求対象保有個人情報が本条に該当するかどうかを以下検討する。

イ 本件請求対象保有個人情報の条例第 44 条該当性について

本件請求対象保有個人情報である被留置者金品出納簿は、施設法第 194 条の規定により留置施設の外部の者から金品の差入れを受ける際に、又は同法第 197 条の規定により被留置者が所持金品を宅下げする際に作成される。

よって、被留置者金品出納簿は審査請求人が留置施設に留置されている、又は留置されていたことを前提として作成される、被留置者の処遇に関する情報であると認められる。

そのため、被留置者金品出納簿を開示請求の対象とした場合、審査請求人が留置施設に留置されていたという個人情報を実施機関が保有していることが明らかとなることから、審査請求人本人の逮捕歴や勾留歴等が明らかとなる。

そして、留置施設における被留置者の処遇に関する情報は、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）における被疑者及び被告人の勾留に係る勾留状の発付や懲役刑等を言い渡す判決の宣告などの刑事事件に係る裁判の内容を実現させるための被留置者の留置に必然的に付随するものであることから、本件請求対象保有個人

情報は、行政機関法第 45 条第 1 項の「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報」に該当すると認められる。

よって、本件請求対象保有個人情報は、行政機関法第 4 章の規定が適用されない保有個人情報に該当することから、条例第 44 条に基づき条例第 3 章の自己情報の開示、訂正及び利用停止の規定の適用を受けないものと認められる。

不服申立て事案答申第 119 号の概要について

1 件名

愛知県情報公開審査会会議録の一部開示決定に関する件

2 事案の概要

異議申立人は、平成 27 年 4 月 14 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、私の不服審査請求に対する愛知県情報公開審査会（以下「審査会」という。）による審査の議事録について自己情報の開示請求を行った。

これに対し、愛知県知事が同年 4 月 27 日付けで愛知県情報公開審査会会議録（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、一部開示決定を行ったところ、異議申立人は、不服申立案件の調査審議内容が分かる部分の開示を求める等の理由で、一部開示決定の取消しを求める異議申立てを行った。

3 実施機関の一部開示決定の理由

実施機関の主張は、次の理由により本件保有個人情報を一部開示としたというものである。

(1) 本件保有個人情報について

審査会は、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）第 20 条第 1 項に基づき設置された知事の附属機関であり、行政文書の開示請求に対する不開示決定等についての不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関からの諮問に応じ不服申立てについて調査審議を行っている。

本件自己情報開示請求は、審査会に諮問され、審査会から、一部開示決定は妥当との答申が出された、私の不服審査請求に対する審査会による審査の議事録を求めるものである。当該案件については、審査会において、審議等が行われていることから、該当回の審査会会議録を本件保有個人情報として特定した。

本件保有個人情報には、開催日時、場所、出席委員の氏名、出席した職員の職・氏名、会議に付した事項、議事の経過、各案件の調査審議内容、会議録署名者である審査会委員の署名等が記載されている。

(2) 条例第 17 条第 7 号該当性について

審査会は、開示請求の対象となった行政文書を直接見分し、実施機関及び不服申立人の双方から意見を聴取するなど、不開示決定等の妥当性について、公正・中立的な立場に立って調査審議を行い、その結果を実施機関に答申する合議制の機関である。

このような審査会の性格上、審査会は非公開で行われ、委員が対象行政文書並びに実施機関及び不服申立人の双方から提出された意見書を直接見分し、また双方か

ら直接意見を聴取するなど、審査会の調査審議の内容は、愛知県情報公開条例で不開示とされている情報に密接な関連を有するものであり、委員には公正・中立的な立場での率直な意見交換及び調査審議が求められている。

不服申立て案件の調査審議内容が分かる部分（以下「調査審議内容が分かる部分」という。）には、審査会に諮問された個別の不服申立案件に係る各委員の率直な意見、実施機関からの説明を聴取した内容等が記載されている。

したがって、調査審議内容が分かる部分を開示することにより、審査会の審議の過程においてどのような議論、検討が行われたかが明らかとなり、議論の変遷や個々の委員の意見、見解も明らかとなる結果、個々の委員に個別に働きかけが行われる懸念が生じることなどにより、審査会の調査審議における委員の率直な意見交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、審査会としての意思決定が行われた後であっても、当該調査審議に関する情報が明らかになると、公表された答申と比較検討することにより、調査審議の過程が推知され、今後予定される同種の調査審議に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある。

よって、調査審議内容が分かる部分は、全体として条例第17条第7号に該当する。

(3) 条例第17条第8号該当性について

前記(2)で述べたとおり、調査審議内容が分かる部分には、個別の不服申立案件についての審査会委員の率直な意見等が記載されている。

審査会会議録は、実施機関及び不服申立人の双方から意見を聴取するなど、不開示決定等の妥当性について、公正・中立的な立場に立って調査審議を行った記録であることから、調査審議内容が分かる部分を開示した場合、前記(2)と同様、不服申立てに関して、公正・中立的な立場に立つべき救済機関としての機能を果たすことが困難となり、審査会が行う調査審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、調査審議内容が分かる部分は、全体として条例第17条第8号に該当する。

4 審議会の結論

本件保有個人情報について、不服申立案件の調査審議内容が分かる部分を不開示としたことは妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査会の会議録であり、その記載内容は、前記3(1)で実施機関が述べたとおりであると認められる。実施機関は、個人の署名を条例第17条第2号に該当するものとして、不服申立案件の調査審議内容が分かる部分を同条第7号及び第8号に該当するとして不開示としている。

なお、異議申立人は、異議申立書において、実施機関が開示しないこととした部分のうち、不服申立案件の調査審議内容が分かる部分の開示を求めると主張している。したがって、当審議会においては、実施機関が開示しない部分のうち、個人の署名を除いた部分である不服申立案件の調査審議内容が分かる部分の開示情報該当性について判断することとする。

(2) 条例第 17 条第 7 号該当性について

当審議会において本件保有個人情報を見分したところ、異議申立人が開示を求めている不服申立案件の調査審議内容が分かる部分には、審査会に諮問された個別の不服申立案件に係る各委員の率直な意見、実施機関からの説明を聴取した内容等が記載されていることが認められた。

したがって、不服申立案件の調査審議内容が分かる部分を公にすることにより、審査会の審議の過程においてどのような議論、検討が行われたかが明らかとなり、議論の変遷や個々の委員の意見、見解も明らかとなる結果、個々の委員に個別に働きかけが行われる懸念が生じることなどにより、審査会の調査審議における委員の率直な意見交換及び意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められる。

また、審査会としての意思決定が行われた後であっても、当該調査審議に関する情報が公になると、公表された答申と比較検討することにより、調査審議の過程が推知され、今後予定される同種の調査審議に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあると認められる。

なお、異議申立人は、委員名が公表されていることから第三者が委員に対して働きかけを行うことは可能であり、働きかけによって委員の意見が変わるのであれば、意見の変更について正当な理由がある、不正な働きかけが行われた場合には警察が捜査するなど、適切な対応を取れば足りると主張している。また、仮に県が主張するように、情報公開によって委員の発言内容が分かることで不当に意見が変わるおそれがあるとすれば、議事録における委員名は非公開とし、審議内容のみを明らかにすればよいとも主張している。

しかし、審査会の調査審議における委員の率直な意見交換及び意思決定の中立性を確保するためには、不服申立案件の調査審議内容が分かる部分を不開示とすることによって、委員に対する働きかけが正当なものか不正なものかにかかわらず、個々の委員に対する第三者からの働きかけの懸念をあらかじめ封じておく必要がある。また、異議申立人が主張するように委員名を非公開として、審議内容のみを明らかにした場合であっても、調査審議の過程が推知される結果、今後予定される同種の調査審議に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあることは否定できない。

よって、不服申立案件の調査審議内容が分かる部分は、条例第 17 条第 7 号に該当する。

(3) 条例第 17 条第 8 号該当性について

前記(2)で述べたとおり、不服申立案件の調査審議内容が分かる部分には、個別の

不服申立案件についての審査会委員の率直な意見等が記載されている。

審査会会議録は、実施機関及び不服申立人の双方から意見を聴取するなど、不開示決定等の妥当性について、公正・中立的な立場に立って調査審議を行った記録であることから、不服申立案件の調査審議内容が分かる部分を公にした場合、前記(2)と同様、不服申立てに関して、公正・中立的な立場に立つべき救済機関としての機能を果たすことが困難となり、審査会が行う調査審議に関し、公正かつ円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、不服申立案件の調査審議内容が分かる部分は、条例第17条第8号に該当する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、不服申立案件の調査審議内容が分かる部分の不開示情報該当性については、前記(2)及び(3)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

不服申立て事案答申第 120 号の概要について

1 件名

自己情報開示請求をした際の書類の開示決定等に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 27 年 8 月 11 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、「自己情報開示請求をした際の書類（本人確認証の写等を含む。）」（以下「請求 1」という。）及び「母親が交通事故にあった。その件でその後苦情及び相談を申し立てた。その内容の書類すべて。ただしすでに開示済のものを除く。」（以下「請求 2」という。）について自己情報の開示請求を行った。

これに対し、愛知県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が同年 9 月 24 日付けで別記に掲げる行政文書（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、そのうち文書 8 について開示決定を、文書 8 を除く文書について一部開示決定を行ったところ、審査請求人は、開示された文書以外にも該当の行政文書が存在するとの理由で、開示を求める審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

実施機関の主張は、次の理由により、警察本部長は本件保有個人情報を特定し、開示及び一部開示としたというものである。

(1) 原処分に係る自己情報開示請求について

原処分に係る自己情報開示請求は平成 27 年 8 月 11 日付けで審査請求人から提出された 1 通の自己情報開示請求書（以下「請求書」という。）により、請求 1 及び請求 2 の自己情報開示請求がなされ、請求 1 に対しては開示決定及び一部開示決定を、請求 2 に対しては一部開示決定をそれぞれなしたものである。

審査請求人は本件審査請求において、その趣旨及び理由について開示請求に係る個人情報を、他の日の分も保持しているはずなので、開示を求める（平成 27 年 8 月 11 日以外の日、本人確認証の写等の開示）との主張をしており、不開示部分の違法性は主張していないことから、本件対象文書の特定を争点とした審査請求であると判断する。

よって、請求 1 及び 2 を別にして、それぞれの開示請求に対して、保有個人情報を特定し、開示決定及び一部開示決定をした理由を説明する。

(2) 請求 1 に対して本件保有個人情報を特定した理由

ア 自己情報開示請求制度について

自己情報開示請求制度は、条例第 1 条に規定する「この条例は、個人情報の適切な取扱いに関し必要な事項を定め、実施機関の保有する個人情報の開示、訂正

及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」との基本原則に基づき、個人の権利利益の保護に資する目的で、自己情報開示請求権を認めたものであり、条例第 15 条に、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定しているとおり何人にも認められた権利である。

イ 自己情報開示請求の手続について

自己情報開示請求は、条例第 16 条第 1 項において、開示請求者に必要事項を記載した請求書の提出を義務付け、さらに同条第 2 項において、請求時には請求書とともに、実施機関の定める方法での本人確認書類の提示又は提出が必要である旨規定している。

愛知県警察本部（以下「警察本部」という。）は、愛知県警察個人情報開示請求等事務取扱要綱の制定（平成 17 年務住発甲第 181 号。以下「要綱」という。）により、実施機関としての警察本部長が保有する個人情報に対する自己情報開示請求があった際の具体的手続について規定している。

要綱では、自己情報開示請求があった際の事前確認、請求書の受付及び本人等であることの確認についての手続方法をそれぞれ規定している。

また、本人確認書類について、書類の提示を受けて確認を行った場合は、提示された書類の写しを作成し、又は当該書類の名称、番号、記号その他必要な事項を請求書の備考欄に記入するものとしている。

ウ 警察署における開示請求受理時の措置

また、要綱は警察署において開示請求を受理した場合の手続について、警察署窓口で請求書を受け付けたときは、警察署窓口用受付印を押印し、当該写しを開示請求者に交付するものとし、当該原本は本部担当所属等に送付するものとしている。

このことから、警察署において自己情報開示請求を受理した場合、請求書の原本は本部担当所属に送付されることから、警察署にはその写しが保管されることとなり、これが請求 1 に係る自己情報開示請求をした際の書類に該当するものと判断する。

エ 警察本部における開示請求受理時の措置

さらに要綱では、警察本部警務部住民サービス課情報公開センター（以下「総合窓口」という。）で行う事務について、「警察本部長の保有個人情報に係る開示請求等の受付に関すること」と規定しており、総合窓口においては、警察署を含む愛知県警察で管理する保有個人情報の開示請求の受付ができる旨定め、その手続について、「総合窓口で開示請求書を受け付けたときは、総合窓口用受付印を押印し、当該写しを開示請求者に交付し、及び開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書を管理する所属に送付するものとし、当該原本は本部担当所属等に送付するものとする。」と規定している。

この場合、前記ウと同様に、総合窓口から送付された請求書の写しが警察署には保管されることとなり、これも請求1に係る自己情報開示請求をした際の書類に該当するものと判断する。

オ 警察署における文書保管について

愛知県警察行政文書管理規程（平成16年愛知県警察本部訓令第27号。以下「規程」という。）第24条において、文書を受領した際の手続について、所属長は、規程第21条、第22条及び第23条の規定により受領した文書等について、文書管理担当者をして直ちに点検させ、事務担当者に必要事項をシステムに登録させるとともに、システムの収受票を当該文書等に添付させることにより収受手続を執るものとする旨規定している。

ここでいうシステムとは、総合文書管理システムの略称であり、行政文書の収受、起案、決裁、保存、検索、廃棄等を行うための情報管理システムを指す。

規程第21条は警察本部庁舎で文書を受領した場合の受理要領を、第22条は到達した文書が所管に属さないものであるときの所属長の執るべき措置を、第23条は警察本部庁舎及び警察署に到達した文書等は、庶務若しくは企画を担当する係等又は警務係で受領するほか、第21条及び第22条の規定に準ずる手続を執るものとする旨規定している。

開示請求者から警察本部又は警察署に提出された請求書は、規程第24条に基づき、収受票に添付され、同収受票は、行政文書として、警察本部警務部警務課において保管する「自己情報開示請求・決定」簿冊（以下「簿冊」という。）に綴られる。

また、請求書が収受された後は、対象文書を特定し、警察本部の各主管課に送付するため、事案を起案する手続を執るが、その手続について、規程第26条第1項前段で、「収受文書に基づく事案を起案するときは、システムに入力することにより作成した別に定める起案用紙を用いて起案するものとする。」と規定している。

さらに規程の解釈及び運用上留意すべき事項を定めた、愛知県警察行政文書管理規程の運用（平成16年務警・総務発甲第140号。以下「規程の運用」という。）の第26条関係では、「文書等を収受して起案する場合は、システムに必要事項を入力し、起案用紙を出力することにより行う。この場合においては、起案者は氏名の末尾に押印する。」と、収受の手続を省略して起案することができる旨規定している。

収受を省略した場合も、請求書の原本は警察本部の各主管課に送付されることから、起案文書には請求書の写しが添付され、同起案文書は行政文書として、簿冊に綴られる。

カ 警察署における文書の検索

請求1に関して、文書を保管する警察署に対して検索を依頼したところ、同署警務課において保管する簿冊から、開示請求者の自己情報開示請求に係る文書を検索し、平成25年度の簿冊に3件、平成26年度の簿冊に5件の計8件分の、請

求人からの自己情報開示請求に係る文書を確認した。

また、本件自己情報開示請求に係る、平成 27 年 8 月 11 日付けの請求書の原本についても、請求時点で未だ収受等の処理がされておらず、同簿冊に綴じられてはいなかったものの、請求日現在警察署において保管する審査請求人の自己情報開示請求に係る行政文書であるとして、本件対象文書と判断した。

キ 対象文書の精査及び決定

さらに対象文書を精査したところ、平成 25 年 5 月 17 日付けの請求書（総合窓口で受理）、同年 6 月 3 日付けの請求書（総合窓口で受理）2 通、平成 26 年 8 月 27 日付けの請求書（警察署で受理）、平成 27 年 2 月 12 日付けの請求書（警察署で受理）及び同年 3 月 11 日付けの請求書（警察署で受理）については、それぞれ収受手続がなされており、請求書の写しが、請求書の受領に係る収受票に添付された状態で保管されていた。

また、平成 26 年 5 月 16 日付けの請求書（警察署で受理）2 通については、それぞれ別個に収受を省略して起案がなされており、請求書の原本を警察本部主管課に送付した後に、請求書の写しが、請求書の収受起案に係る起案文書に添付された状態で保管されていた。

さらに、本件自己情報開示請求に係る平成 27 年 8 月 11 日付けの請求書（警察署で受理）については、請求日の時点では未だ収受も起案もされておらず、請求書単体で保管されていた。

同じ請求書を受領した手続において、収受票又は起案文書が添付されるという差異が生じる点については、規程及び規程の運用に規定するように、収受のみ単独で行い、請求書を収受票に添付する場合又は収受を省略して起案し、請求書を起案文書に添付する場合のいずれも可能である旨明記されており、請求書が、収受票又は起案文書のいずれに添付されていても、行政文書管理上何ら問題はない。

なお、いずれの請求書においても、条例第 15 条第 2 項に規定する、開示請求時、開示請求者に提示又は提出が義務付けられている本人確認書類の写し又は当該書類の必要事項を転記した文書が添付され、受理日時が入った受付印が押印されていた。

以上の検索結果を踏まえ、収受票及び起案文書に添付された請求書については、行政文書名を「収受票」又は「起案文書」とした上で、収受者又は起案者の氏名を不開示情報と判断して一部開示決定とした。

また、本件開示請求に係る平成 27 年 8 月 11 日付けの請求書については、不開示情報が存在しなかったことから、行政文書名を「自己情報開示請求書」とした上で、開示決定をしたものである。

なお、今回対象文書として特定した、計 8 件の審査請求人からの自己情報開示請求に係る行政文書については、総合窓口において把握する、審査請求人に係る自己情報開示請求の件数及び日時と完全に一致しており、この他に審査請求人に係る自己情報開示請求があった事実は確認できなかった。

(3) 請求 2 に対して本件保有個人情報を選定した理由

ア 警察安全相談等及び苦情について

(イ) 警察安全相談等について

a 定義

警察安全相談等は、県民から愛知県警察に申出のあった犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他県民の安全と平穩に係る相談、並びに警察行政に係る要望、意見、感謝、激励、事件情報及びこれらに類するものである。

警察安全相談等については、警察安全相談等及び苦情の取扱いに関する規程（平成 24 年愛知県警察本部訓令第 4 号。以下「相談規程」という。）及び同規程の運用（平成 24 年務住発甲第 27 号。以下「相談規程の運用」という。）において、その処理手続等が規定されている。

b 処理の流れ

警察安全相談等を受理したときは、速やかに警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票」という。）を作成し、所属長に報告するものとしている。取扱票は、申出者の氏名、申出内容の要旨、受理時における取扱状況等を記載しており、申出者との会話のやりとりを一言一句記載するものではない。

警察安全相談等については、警察安全相談等を受理した所属において対応するものとしているが、他の所属又は他の行政機関等において対応することが適当と認められる場合については、当該所属又は行政機関等に引き継ぐものとしている。

また、対応の経過又は結果については、警察安全相談等・苦情経過票（以下「経過票」という。）に記録するものとしている。

c 警察安全相談等の処理に係る行政文書

警察安全相談等の処理の過程においては、前記のとおり受理時において作成する取扱票、対応の経過又は結果等を記録する際に作成する経過票のほか、必要に応じて他の行政文書を作成し、又は取得する。

(イ) 苦情について

a 定義

苦情とは、警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服及び警察職員の不適切な執務の態様に対する不平不満であり、明らかに警察の任務とはいえない事項についての警察職員の不作為を内容とするものはもちろんのこと、申出者本人と関係のない一般論として申し出られた苦情、提言、悲憤慷慨は対象とならない。

苦情には、文書により都道府県公安委員会に苦情の申出ができる苦情申出制度（以下「公安委員会宛苦情」という。）と都道府県警察に直接申出ができる苦情申出制度（以下「警察宛苦情」という。）がある。

b 公安委員会宛苦情

(a) 概要

公安委員会宛苦情は警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 79 条に規定されており、都道府県公安委員会に対して都道府県警察職員の職務執行について苦情の申出があったときは、法令等に基づき、これを誠実に処理して、処理の結果を申出者に通知する制度であり、苦情を組織的に処理することで、不適切な職務執行や非能率的な業務運営を把握し、問題点を確実に是正していくことを目的として平成 13 年 6 月 1 日施行されたものである。

公安委員会宛苦情は、都道府県公安委員会に対して文書（苦情申出書）により申し出ることができ、申出のあった苦情について、都道府県公安委員会はその処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。

公安委員会宛苦情の処理手続については、警察法第 79 条及び苦情の申出の手続に関する規則（平成 13 年国家公安委員会規則第 11 号）、苦情の取扱いに関する規程（平成 13 年愛知県公安委員会規程第 5 号）、公安委員会宛の苦情の取扱いに関する規程（平成 13 年愛知県警察本部訓令第 18 号）において規定されている。

(b) 処理の流れ

- I 愛知県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）宛てに送付又は持参された苦情申出書については、事務局（警察本部総務部総務課公安委員会室）が整理し、県公安委員会に受理の報告を行う。
- II 苦情を受理した県公安委員会は、警察本部長に対し、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置について報告を求める。
- III 警察本部長は県公安委員会からの指示に従い、苦情の対象となった職務執行を行った職員の所属（以下「苦情対象所属」という。）に対し、事実関係の調査及びそれを踏まえた措置を講じさせ、その結果の報告を求める（苦情対象所属に対する調査指示は事務を担当する警察本部警務部住民サービス課長（以下「住民サービス課長」という。）が行う。）。
- IV 苦情対象所属は、苦情に関する調査結果等を住民サービス課長を經由して警察本部長に報告し、住民サービス課長が調査結果等を県公安委員会に報告する。
- V 報告を受けた県公安委員会は、調査結果等を基に、申出のあった苦情に係る事実関係の有無、事実関係が確認できた場合には、苦情の対象である職務執行の問題点の有無、問題点のある職務執行については、講じた措置等について、文書（苦情処理結果通知書）で申出者に通知する。

(c) 苦情の処理に係る行政文書

公安委員会宛苦情の処理の過程においては、申出者が苦情を申し出るために作成する苦情申立書、県公安委員会が警察本部長に対して苦情の

調査指示をするために作成する調査指示書、住民サービス課長が苦情対象所属に対して苦情の調査を依頼するために作成する調査依頼書、苦情対象所属が警察本部長へ苦情の処理結果を報告するために作成する苦情処理結果報告書、住民サービス課長が県公安委員会に苦情の処理結果及び申出者への通知文案を報告するために作成する苦情調査結果報告書・通知文（案）のほか、必要に応じて他の行政文書を作成し、又は取得する。

c 警察宛苦情

(a) 概要

警察宛苦情は、公安委員会宛苦情以外の都道府県警察に直接申出のあった苦情についても、組織的かつ適切に解決し、警察業務の運営に資すること等を目的として規定された制度であり、相談規程及び相談規程の運用において、その処理手続等が規定されている。

(b) 処理の流れ

警察宛苦情の申出を受理したときは、取扱票を作成して、速やかに申出者の氏名、申出内容等を所属長に報告するものとし、所属長は、速やかにその内容を警察本部長（警察本部警務部住民サービス課（以下「住民サービス課」という。）経由）に報告する。

これに対し住民サービス課長は、職務執行に係る業務を主管する警察本部の所属長に通報するとともに、当該職務執行を行った職員の所属が報告元の所属と異なるときは、当該職員の所属長に通報する。

当該苦情については、苦情の対象である職務執行を行った職員の所属（以下「発生所属」という。）において処理されることとなり、処理の経過又は結果については、経過票に記録する。

また、発生所属長は、苦情に関する事実関係の調査及びそれを踏まえた措置、苦情申出者への通知状況などの苦情の処理結果について、苦情処理結果報告を作成して警察本部長（住民サービス課経由）に報告する。

(c) 苦情の処理に係る行政文書

警察宛苦情の処理の過程においては、前記のとおり受理時において作成する取扱票、処理の経過又は結果等を記録する際に作成する経過票、発生所属長が警察本部長へ苦情の処理結果を報告するために作成する苦情処理結果報告書、苦情申出者へ文書で通知する際に作成する通知文のほか、必要に応じて他の行政文書を作成し、又は取得する。

イ 自己情報開示請求に係る本件保有個人情報の特定

(ア) 請求2に係る対象文書について

請求2に対して、審査請求人の母親の交通事故に関して審査請求人が申し出た警察安全相談等に係る取扱票及び審査請求人が申し出た苦情に係る行政文書を検索し、計29件の行政文書を特定した。

(イ) 過去の開示文書の特定について

請求 2 にはただし書で、すでに開示済のものを除くとの記載がある。これは、前記(ア)により特定した 29 件の行政文書のうち、審査請求人の過去の自己情報開示請求に係る開示文書と重複するものは、本件対象文書から除外することを要望していると判断するほかない。

そのため、審査請求人に係る、過去の全ての自己情報開示請求に対する開示文書を確認したところ、計 28 件の行政文書が開示されていたことが判明した。

(ウ) 本件対象行政文書の特定について

前記(ア)及び(イ)により特定した文書を対照した結果、重複する文書が 17 件あり、これを開示済みの文書として、前記(ア)により特定した 29 件の文書から、開示済みの文書を除いた経過票 1 通、警察安全相談等一覧 1 通、取扱票 3 通、苦情一覧表 1 通、公安委員会宛苦情に対する調査依頼書 1 通、起案文書（公安委員会宛苦情に対する調査結果に関する報告書）3 通、收受文書（公安委員会宛苦情に対する調査依頼書）2 通の計 12 件の行政文書を、請求 2 に係る対象行政文書として特定したものである。

なお、対象文書のうち、経過票について補足すると、同経過票に係る取扱票は過去に開示済みの文書である。

しかしながら、同経過票には当該請求の後も継続した対応の経過又は結果が記載されており、当該請求後に対応した部分については、開示されていなかったものである。

そのため、開示済み取扱票を除き、添付の経過票のみを開示済みの文書ではないと判断し、本件対象行政文書とした。

以上の経過で特定した対象行政文書について、条例第 17 条各号に規定する不開示情報及び条例第 44 条の適用除外情報に該当する部分を不開示とした上で一部開示決定をしたものである。

4 審議会の結論

警察本部長が、請求 1 及び請求 2 の自己情報開示請求において、本件保有個人情報 を特定して開示及び一部開示とした決定は妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

実施機関によれば、本件請求対象保有個人情報に係る行政文書は、別記に掲げるとおりである。

審査請求人は、開示請求に係る個人情報を他の日の分も保持しているはずなので、開示を求めると主張している。したがって、当審議会においては、実施機関が行っ

た本件保有個人情報の特定について誤りがあるか否かを検討することとする。

(2) 請求 1 の保有個人情報の特定について

請求 1 における保有個人情報について、実施機関によると、文書を保管する警察署に対して検索を依頼した上で文書 1 から文書 8 までの計 8 件を特定したとのことであった。

実施機関によれば、今回特定した計 8 件の自己情報開示請求に係る行政文書については、総合窓口において把握する、審査請求人に係る自己情報開示請求の件数及び日時と完全に一致しており、この他に審査請求人に係る自己情報開示請求があった事実は確認できなかったとのことである。

当審議会において、本件保有個人情報を見分したところ、文書 1 から文書 6 まで及び文書 8 については、自己情報開示請求書に本人証明書類として運転免許証の写しが添付されていた。文書 7 については、これらの文書と異なり、本人証明書類として、運転免許証の番号等必要な事項が転記され、組合員証の写しが添付されていた。

当審議会において、実施機関から提出された要綱を見分したところ、本人証明書類は、写しを作成し、又は必要な事項を請求書の備考欄に記入するものとされており、これに従って本人確認がされたものと認められる。

以上のことから、請求 1 について、全ての保有個人情報を特定し、決定しているという実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。

(3) 請求 2 の保有個人情報の特定について

請求 2 における保有個人情報について、実施機関によると、既に開示済みのものを除いた、文書 9 から文書 20 までの計 12 件を特定したとのことであった。

実施機関によれば、請求 2 の対象となる保有個人情報は計 29 件とのことであり、過去に開示した警察安全相談等及び苦情に関する保有個人情報 18 件を差し引くと 11 件となる。

また、実施機関によれば、文書 9 は、既に開示済みの取扱票に添付された文書であるが、過去の開示請求後の継続した対応の経過又は結果が記載された部分については開示されていなかったため、当該部分のみを本件の対象としたとのことであり、これを加えると計 12 件になると認められた。

以上のことから、請求 2 について、全ての保有個人情報を特定し、決定しているという実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張をしているが、本件保有個人情報の特定に誤りがないことについては、前記(2)及び(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

別記

- 文書 1 収受票（自己情報開示請求書添付）
- 文書 2 収受票（自己情報開示請求書添付）
- 文書 3 起案文書（自己情報開示請求書添付）
- 文書 4 起案文書（自己情報開示請求書添付）
- 文書 5 収受票（自己情報開示請求書添付）
- 文書 6 収受票（自己情報開示請求書添付）
- 文書 7 収受票（自己情報開示請求書添付）
- 文書 8 自己情報開示請求書
- 文書 9 警察安全相談等・苦情経過票
- 文書 10 公安委員会宛苦情に対する調査（依頼）
- 文書 11 警察安全相談等一覧
- 文書 12 苦情一覧表
- 文書 13 起案文書（件名が公安委員会宛苦情に関する調査結果（報告））
- 文書 14 警察安全相談等・苦情取扱票
- 文書 15 警察安全相談等・苦情取扱票
- 文書 16 収受票（公安委員会宛苦情に対する調査（依頼））
- 文書 17 警察安全相談等・苦情取扱票
- 文書 18 収受票（件名が公安委員会宛苦情に対する調査（依頼））
- 文書 19 起案文書（件名が公安委員会宛苦情に関する調査結果（報告））
- 文書 20 起案文書（件名が公安委員会宛苦情に関する調査結果（報告））

不服申立て事案答申第 121 号の概要について

1 件名

私が苦情・意見・要望・相談をした処理経過及び結果がわかる文書の不開示決定に関する件

2 事案の概要

異議申立人が平成 27 年 12 月 3 日付けで愛知県個人情報保護条例(平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。)に基づき、「私が苦情・意見・要望・相談をした処理経過及び結果がわかる文書 請求日現在 公安委員会にて保管のもの」の自己情報開示請求を行った。

これに対して、愛知県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が平成 28 年 2 月 12 日付けで、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものの提示又は提出がなく、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず補正されないため不開示決定を行ったところ、異議申立人は、本人であることを証明するために必要な書類を提示したとの理由で、開示を求める異議申立てを行った。

3 実施機関の不開示の理由

実施機関の主張は、次の理由により、本件開示請求は、開示請求をする者が、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものの提示又は提出がなく、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず補正されないため不開示としたというものである。

(1) 本件開示請求について

本件異議申立人は、平成 27 年 12 月 3 日、愛知県警察本部において、公安委員会に対して自己情報開示請求をなしたものであるが、その際、条例第 16 条第 2 項で規定する、開示請求時に提示又は提出が義務付けられた開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるもの(以下「本人確認書類」という。)について、

- ア 共済組合員証 1 通
- イ クレジットカード 2 枚
- ウ 配達証明郵便の封筒 1 通

を提示した。

しかしながら、これらの書類では、本人確認が不十分であると判断し、相当の期間を定めて補正を求めたものの、異議申立人がそれに応じなかったことから、自己情報不開示決定により、本件開示請求を拒否したものである。

その後、異議申立人から平成 28 年 2 月 17 日付けの異議申立書をもって、その趣

旨及び理由を「本人であることを証明するために必要な書類を提示したので、開示を求める。」とする異議申立てがなされた。

したがって、当公安委員会が本件開示請求に際して異議申立人の提示した書類を、本人確認書類と認めなかった理由等について説明する。

(2) 自己情報開示請求制度について

自己情報開示請求制度は、条例第 1 条に規定する「この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、実施機関の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」との基本原則に基づき、個人の権利利益の保護に資する目的で、自己情報開示請求権を認めたものであり、条例第 15 条第 1 項に、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定しているとおり何人にも認められた権利である。

(3) 自己情報開示請求の手続について

自己情報開示請求は、条例第 16 条第 1 項において、開示請求者に必要事項を記載した開示請求書の提出を義務付け、さらに同条第 2 項において、請求時には開示請求書とともに、本人確認書類の提示又は提出が必要である旨規定している。

同項で定める本人確認書類について、公安委員会は、愛知県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 17 年愛知県公安委員会規則第 16 号。以下「公安委員会規則」という。）第 7 条第 1 項において、「条例第 16 条第 2 項の開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。」とし、同項第 1 号において、「本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして公安委員会が認める書類」と規定している。

公安委員会は、愛知県公安委員会事務専決規程（昭和 53 年愛知県公安委員会規程第 3 号）により、条例第 16 条の規定による開示請求書の受理及び補正に関する事務を、愛知県警察本部長（以下「本部長」という。）が専決することができるように定めている。

本部長は、公安委員会及び本部長における条例に基づく保有個人情報の開示請求の処理等に関しては、愛知県警察個人情報開示請求等事務取扱要綱の制定（平成 17 年務住発甲第 181 号。以下「要綱」という。）によって、自己情報開示請求等があった際の具体的手続について規定している。

(4) 本人確認書類について

要綱では、本人による請求の場合は別表の書類の提示又は提出を求めて、本人確認を行うものと定め、本人確認書類を例示している。

また、提示等された書類に写真が表示されていない場合は、複数の書類の提示又

は提出を求めて確認するものとしている。

また、書類の提示を受けて確認を行った場合は、提示された書類の写しを作成し、又は当該書類の名称、番号、記号その他必要な事項を請求書の備考欄に記入するものとしている。

(5) 異議申立人が提示した書類

異議申立人は、本件開示請求の際、

ア 共済組合員証 1通

イ クレジットカード 2枚

ウ 配達証明郵便の封筒 1通

を本人確認書類として提示した。

したがって、これらの書類を、公安委員会として本人確認書類と認め得るかどうかについて検討した。

ア 共済組合員証について

共済組合員証は特定の団体が発行する正本であり、別表にも例示されていることから、本人確認書類に該当すると判断した。

しかし、共済組合員証には写真が表示されていなかったことから、本人確認を行うには、あと1通の本人確認書類の提示が必要であると判断した。

イ クレジットカードについて

クレジットカードは、氏名がローマ字表記されているのみであり、異議申立人が提出した自己情報開示請求書に書かれた住所氏名等を確認できるものではなく、本人確認書類とは認められないと判断した。

ウ 配達証明郵便の封筒について

配達証明郵便の封筒は、当公安委員会から異議申立人宛に発送した封筒であったものの、そもそも郵便封筒は本人確認等の用途で用いられる書類ではないことから、本人確認書類とは認められないと判断した。

(6) 本件開示請求書の受理

開示請求時、異議申立人に対して受付担当者が、提示を受けた前記(5)の書類では、本人確認が不十分となる可能性があるので、運転免許証等の本人確認書類を所持していれば、提示してもらいたい旨説明している。

しかし、異議申立人は「提示した物以外は提示するつもりはない。これでできるか試してみたい。却下なら却下でよい。」旨申し述べ、応じなかった。

そのため、受付担当者は、その場での補正を断念し、後に文書で補正を求める旨を説明した上で本件開示請求書を受理した。

(7) 開示請求書の補正の求め

異議申立人が提出した書類のうち、本人確認書類と認められたものは、共済組合員証のみであり、これには顔写真が表示されていなかった。

前述のとおり、要綱では、提示等された書類に写真が表示されていない場合は、

複数の書類の提示又は提出を求めて確認するものとしていることから、あと一通は公安委員会が本人確認書類と認める書類の提示等がなければ、本件開示請求において、条例第 16 条第 2 項が規定する本人確認書類の提出又は提示がなされたとはいえない。

このため公安委員会は、平成 27 年 12 月 8 日付けで異議申立人に「自己情報開示請求の補正について（通知）」を送付し、本人確認書類の再度の提出等を求めた。

しかし、補正期間の平成 28 年 1 月 18 日を過ぎても、異議申立人からの補正はなされなかった。

以上の経過のとおり、異議申立人が本件開示請求時に提示した本人確認書類は、条例第 16 条第 2 項で規定する、実施機関の定める要件を満たしていないことから、本件開示請求には形式上の不備があると認められた。

そのため、異議申立人に対して相当の期間を定めて補正を求めたものの、当該期間を経過してもその不備が補正されなかったことから、愛知県行政手続条例（平成 7 年愛知県条例第 28 号。以下「行政手続条例」という。）第 7 条の規定を適用し、自己情報不開示決定によって、本件開示請求を拒否したものである。

4 審議会の結論

実施機関が、開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とした決定は妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件開示請求に係る不開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第 16 条第 2 項に定める、異議申立人から保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものの提示又は提出がなく、開示請求に形式上の不備があるとして異議申立人に対して相当の期間を定めてその補正を求めたにもかかわらず補正されなかったことから、行政手続条例第 7 条を適用し不開示としたと説明する。

それに対し、異議申立人は、本人であることを証明するために必要な書類を提示したので開示を求めるとの主張をしていることから、以下、本件開示請求に係る条例第 16 条第 2 項について及び形式上の不備を理由とする不開示決定について検討する。

(2) 条例第 16 条第 2 項について

ア 条例第 16 条第 2 項の解釈について

条例第 16 条第 2 項では、開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならないと規定している。それは、開示請求者が本人であることを確認し、保有個人情報の開示を他人が請求すること、いわゆる成り

すましを防ぐためと解される。

そして、公安委員会規則第7条第1項第1号には、「本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして公安委員会が認める書類」と規定されており、さらに公安委員会及び本部長における条例に基づく保有個人情報の開示請求の処理等を定めた要綱第3章第1の1ウaにおいて、写真が表示されている書類の例として、運転免許証及び旅券以外に在留カード、官公署の発行する身分証明書等があり、これらについては1種類の提示又は提出を、写真が表示されていない書類の例として、健康保険の被保険者証、共済組合員証等があり、これらについては複数の提示又は提出を求めている。

運転免許証及び旅券は、氏名、顔写真等が表示されており、照合が容易であるため一般に本人証明書類として認められている。よって、公安委員会規則の「その他これらに類するものとして公安委員会が認める書類」とは、運転免許証及び旅券と同様に本人の確認ができ、他人の成りすましのおそれがないものと解され、写真が表示されていない書類の場合に、実施機関は、本人確認に一層の慎重を期す必要があることから、官公署等が法令等に基づき発行する氏名等が記載された複数の書類を提示又は提出させることとしている。

イ 条例第16条第2項に定める本人であることを証明するために必要な書類の提示の有無について

異議申立人が提示した書類について実施機関に確認したところ、写真が表示される書類の代わりに、共済組合員証、クレジットカード及び配達証明郵便の封筒が提示されたとのことである。共済組合員証は官公署が発行したものであるものの、クレジットカードについては官公署等が法令等に基づいて発行したものではなく、また、配達証明郵便の封筒については、本人証明等の用途で用いられる書類ではないため、写真が表示されていない本人証明書類が複数提示されたとはいえず、条例第16条第2項に定める、保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類を提示していないと公安委員会が判断したことは特段不合理とはいえない。

(3) 形式上の不備を理由とする不開示決定について

前記(2)で述べたとおり、本件開示請求は条例第16条第2項に定める要件を満たしていないと判断したことは特段不合理とはいえないため、実施機関が同条第3項の規定により、異議申立人に対し相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、補正されなかったことから、行政手続条例第7条の規定により、形式上の不備を理由として不開示とした決定は、妥当であると認められる。

(4) その他

公安委員会規則第7条第1項第1号の「本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして公安委員会が認める書類」の具体例が記載されている要綱については、愛知県警察本部のWEBページで公表しているものの、加えて

公安委員会の個人情報保護制度の WEB ページに、開示請求者が開示請求する際に必要な本人証明書類を分かりやすく示す工夫が必要であるとの意見があったことを申し添える。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張をしているが、本件開示請求に係る条例第 16 条第 2 項及び形式上の不備を理由とする不開示決定については、前記(2)及び(3)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。